

令和6年3月25日

福祉部福祉課

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び 運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

1 改正の理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。以下「省令」という。）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。以下「予防サービス省令」という。）の一部改正に伴い規定を整備するため、本条例の一部を改正する。

2 主な改正内容

- (1) 指定地域密着型サービスの事業の従業者の員数や床面積等の基準について、省令によることを定める改正を行う。
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の従業者の員数や床面積等の基準について、予防サービス省令によることを定める改正を行う。

3 省令改正により改正される主な基準

- (1) 管理者の要件の緩和

管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても兼務できる。

(2) 身体的拘束等の適正化の推進

訪問系サービス、通所系サービスについて、身体的拘束等を行ってはならないことを明文化するとともに、身体的拘束等を行う場合には記録することを義務付ける。

(3) 協力医療機関との連携体制の構築

居住系サービスについて、必要時に相談対応や診療行う体制を常時確保している協力医療機関を定めるように努めることとする。

4 施行日

令和6年4月1日

5 新旧対照表

3～4ページのとおり

江東区指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条 (略)</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語の意義は、法、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）において使用する用語の例による。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 <u>法第78条の2の2第1項各号並びに第78条の4第1項及び第2項に規定する指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準は、次に掲げる事項について規則で定める。</u></p> <p>(1) <u>指定地域密着型サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数</u></p> <p>(2) <u>指定地域密着型サービスの事業に係る居室の床面積</u></p> <p>(3) <u>指定地域密着型サービスの事業に係る利用定員</u></p> <p>(4) <u>指定地域密着型サービスの事業の運営に関する事項であって、利用又は入所する要介護者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持等に密接に関連するもの</u></p> <p>(5) <u>前各号に掲げる事項のほか、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関するもの</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(用語)</p> <p>第2条 この条例において使用する用語は、法、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号。<u>以下「省令」という。</u>）及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号。<u>以下「予防サービス省令」という。</u>）において使用する用語の例による。</p> <p>第3条・第4条 (略)</p> <p>(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準)</p> <p>第5条 <u>法第78条の2の2第1項第1号及び第78条の4第1項の条例で定める基準及び員数並びに法第78条の2の2第1項第2号及び第78条の4第2項の規定により条例で定める基準は、省令の定めるところによる。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の申請者の資格)

第6条 (略)

2 前項に規定する法人の役員等(法第115条の12第2項第6号に規定する役員等をいう。)は、江東区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者であってはならない。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第7条 法第115条の12の2第1項各号並びに第115条の14第1項及び第2項に規定する指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準は、次に掲げる事項について規則で定める。

- (1) 指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に係る基準及び当該従業者の員数
- (2) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る居室の床面積
- (3) 指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る利用定員
- (4) 指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営に関する事項であって、利用する要支援者のサービスの適切な利用、適切な処遇及び安全の確保並びに秘密の保持に密接に関連するもの
- (5) 前各号に掲げる事項のほか、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関するもの

第8条 (略)

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の申請者の資格)

第6条 (略)

2 前項に規定する法人の役員等(法第70条第2項第6号に規定する役員等をいう。)

は、江東区暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者であってはならない。

(指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準)

第7条 法第115条の12の2第1項第1号及び第115条の14第1項の条例で定める基準及び員数並びに法第115条の12の2第1項第2号及び第115条の14第2項の規定により条例で定める基準は、予防サービス省令の定めるところによる。

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

(削る)

第8条 (略)

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。